

真庭市まにわ地域共創拠点推進業務

公募型プロポーザル

【基本方針】

令和7年4月

真庭市政策推進監付

1. 業務概要

- (1) 業務名 真庭市まにわ地域共創拠点推進業務
- (2) 担当課 真庭市政策推進監付
- (3) 業務内容
 - ・ 前提条件の整理
 - ・ 産官学金言士連携会議の設置
 - ・ 拠点整備支援
 - ・ 関係団体、事業者へのヒアリング
 - ・ その他検討
- (4) 期間 契約締結日～令和8年3月31日
- (5) 予定価格（上限額）11,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

2. プロポーザル方式採用理由

真庭市まにわ地域共創拠点推進業務（以下「本業務」という。）は、地域のニーズに応じた柔軟な対応が必要で、提案者の独自の視点や創造的な解決策を取り入れ、効果的な事業計画を策定することが求められる。また、産官学金言士連携会議では多様な専門家と協働し、幅広い知見を集めることが可能である。さらに、複雑な調査分析や事業計画作成において、提案内容の質を高めることで、高い成果を期待できる。

よって、仕様に基づく価格のみの競争ではなく、総合的な見地から評価して最適な事業者を選定することが、より質の高い成果につながるため、公募型プロポーザル方式を採用し、最も優れた提案者と随意契約を締結したい。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式とし、書類審査及びヒアリング選定方式とする。

4. 参加資格

- (1) 真庭市に入札参加資格審査申請書【役務】を提出し、入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、入札参加資格審査申請書類を提出し確認を受けたものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 本市から指名停止又は指名留保の措置を受けていないこと。
※公募型プロポーザル方式…公示日現在から受託候補者特定の日まで
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

- ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。））、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 以下のいずれかの資格を有する者を自らの組織の中から、管理技術者として配置できること。
- ア 技術士法（昭和５８年法律第２５号）に基づく技術士（総合技術監理（部門：都市及び地方計画））
- イ 技術士法に基づく技術士（部門：都市及び地方計画）
- ウ RCCM（部門：都市及び地方計画）
- (8) 管理技術者又は担当技術者は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）に基づく一級建築士の資格を有すること。
- (9) 過去に公共施設に係る基本構想若しくは基本計画の策定又は実施（基本）設計業務に関する業務を請け負った実績があること。
- (10) 過去に公有財産整備における民間資金等導入検討調査業務を請け負った実績があること。

5. 審査概要

委員構成

委員長	真庭市政策推進監	(牧 邦憲)		
委員	真庭市産業観光部	次長	(伊藤 大誠)	
委員	真庭市総合政策部	総合政策課	課長	(行田 修司)
委員	真庭市健康福祉部	子育て支援課	課長	(吉原 栄作)
委員	真庭市産業観光部	農業振興課	課長	(芦川 徹)
委員	真庭市建設部	まちづくり推進課	課長	(有門 光晴)

6. 日程(予定)

日 付	内 容
令和7年4月11日	公募の実施（公示、HP）
令和7年4月18日	質問受付締切
令和7年4月21日	質問への回答
令和7年4月23日	参加表明書等の提出締切
令和7年4月30日	企画提案書等の提出締切
令和7年5月1日	第1次審査
令和7年5月8日	第2次審査